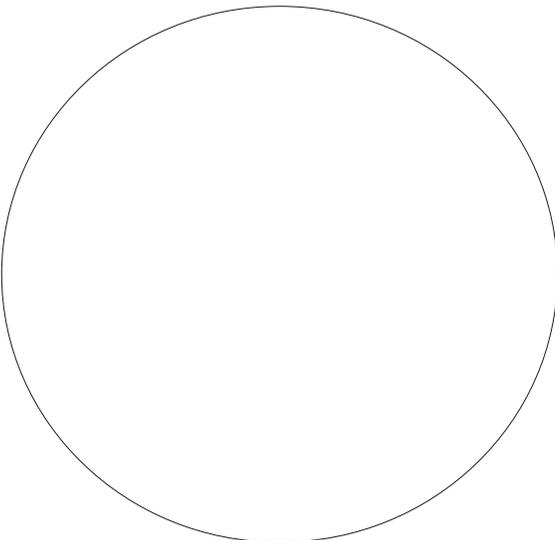


横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

更なる行政連携に向けて —「お品書き」できました—

当会では、市民に対する法的サービス向上のために行政との連携を充実させる目的で、「行政連携のお品書き」と題するパンフレットを作成した。これをきっかけに県内における弁護士と行政との連携が一層進展することが期待される。



「お品書き」を手に微笑む会長

当会の「行政連携のお品書き」は、自治体の事務について弁護士・弁護士会として、どのような態様で協力できるかを「お品書き」として一覧表にしたものである。

弁護士・弁護士会と行政との関係は、これまで行政に対する不服申立や行政訴訟について行政に代立する代理人として関与し、監視するというのが一つの在り方であった。しかし、行政を監視する方法は裁判等で対立することばかりではなく、行政の運営に弁護士が関わっていくという方向性もある。実際、顧問

弁護士がいる自治体もあるし、弁護士の専門的な知見を行政に生かすために、弁護士を各種行政関係の会議体の委員として推薦するという例も多く見られるようになってきている。そして、昨今では今まで以上の行政サービス向上が求められてきており、自治体等の行政機関においては、法律に関する専門的知識のニーズはこれまで以上に高まっているものと思われる。これに弁護士・弁護士会が積極的に対応していくことは、住民の権利保護の見地からも重要なことと言える。

また、法曹人口、とりわけ弁護士の人数が大きく増加している中で、個々の弁護士はもちろん、弁護士会としても今まで以上に弁護士が活躍できる領域を開拓し、法の支配が社会の隅々まで及ぼされるように努力していくことが求められている。こうした状況の中で生まれたのが、「行政連携のお品書き」である。

この「お品書き」は、当期執行部の挨拶回りに間に合うよう、前期執行部が作成してくれたもので、後輩思いの前期執行部には頭の下がる思いである。竹森執行部はその思いに込められるべく、その成果をできるだけ効果的に、より広範囲に配布することを考えている。

竹森会長は、就任した4月、「お品書き」を携えて、当会の本部・支部のある自治体（横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市・小田原市）に挨拶回りをした。通常の挨拶回りに引き続き「お品書き」を手渡してその内容の説明を行ったところ、各市

場の反応は上々で、メニューが明示されたことで弁護士会にどのようなサービス提供を求められるかについて具体的なイメージを持ちやすいという声や、早速各部署にも配布したいという声が増えたと期待される。

「お品書き」の内容については興味のある会員は、会員専用ホームページをご覧ください。（副会長 佐藤 裕）

また、被害救済の点では、事件の円滑な引継ぎのための仕組みを整えることに加え、被害弁償のために日弁連でも検討されている保護基金制度等の設立が強く求められた。サブテーマであるラジオCMについては、大手広告会社に試験的に制作してもらい、実際に放送された4本のCMについて、意見、感想が述べられた。内容面では、ラジオの特性が生かされていて評価できる、悩み事を抱えている人にとって解決の糸口となると、概ね好評であった。

媒体としてラジオを選択したことについても、ラジオ番組の質の高さから広告の媒体として相応しいとの意見が多くなされ、今後は、放送時間帯の選択等、より効果的な広告がなされるよう検討することが提案された。

次回の市民会議は、本年7月の開催が予定されている。（会員 滝島 広子）

最近、横浜市役所の周辺が随分と綺麗になっている。花々が植えられ、

屋間ともなれば、ベンチでお弁当を広げている人たちも多い。その場所が以前、やたらと鳩だらけで、暗い雰囲気だったのだ、あまりの変わりように驚いた▼変わっていたのは場所だけではない。最近、子どもの野球好きに付き合っ、テレビでプロ野球を見る機会が増えたのだが、ほとんど知らない選手ばかりだった。たまに高校野球で活躍していた選手が立派なおじさんになって（失礼）プレーしていたが、昔よく知っていた懐かしの選手はコーチとしてベンチに座っている▼ふと気がつく周りは確実に変化している。では自分はどうか。見た目も含め変わってはいないだろうか、年を重ねるにつれ、自ら変化しようとする努力があり、変わらぬ心地よさを運びがちだ▼榎原敬之さんの歌で「今の君に一番似合う 服を恋を生き方を 探すことをどうかやめないで」との歌詞があった。恋はさておき、今の自分に一番似合うものを探しているだろうか。歌のタイトルは「Life Goes On ~like nonstop music~」。何もなければ人生はどんどん進んでいってしまいうで恐ろしい。（大河内 万紀子）

第3回 市民会議

不祥事問題に市民の意見

3月27日、当会会館にて平成26年度第3回市民会議が開催された。市民から

の要望、意見を広く聴取し、当会の活動、運営に反映させることを目的に、地域の様々な分野か

ら委嘱された8名の委員を構成員として、昨年度発足したものである。

第3回目となる今回は、弁護士の不祥事及び当会のラジオCMという二つのテーマが取り上げられた。

メインテーマである弁護士の不祥事問題については、不祥事の防止、綱紀懲戒制度のあり方、弁護士の不祥事により市民が被害を受けた場合の救済のあり方という三つの観点から議論がなされた。

市民委員からは、一部の弁護士が起す不祥事が、弁護士全体の評判に影響するので、不祥事防止にはきめ細かな対応が必要であるとの指摘がなされた。具体的には、研修内容に不祥事の事例紹介を取り入れるよう見直しを図ること、弁護士の健康管理の一環としてメンタルヘルスに対する意

平成27年度関東十県会夏期研究会のご案内
日時 平成27年8月29日(土) 13時~
場所 軽井沢プリンスホテルウエスト



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

山ゆり

最近、横浜市役所の周辺が随分と綺麗になっている。花々が植えられ、

屋間ともなれば、ベンチでお弁当を広げている人たちも多い。その場所が以前、やたらと鳩だらけで、暗い雰囲気だったのだ、あまりの変わりように驚いた▼変わっていたのは場所だけではない。最近、子どもの野球好きに付き合っ、テレビでプロ野球を見る機会が増えたのだが、ほとんど知らない選手ばかりだった。たまに高校野球で活躍していた選手が立派なおじさんになって（失礼）プレーしていたが、昔よく知っていた懐かしの選手はコーチとしてベンチに座っている▼ふと気がつく周りは確実に変化している。では自分はどうか。見た目も含め変わってはいないだろうか、年を重ねるにつれ、自ら変化しようとする努力があり、変わらぬ心地よさを運びがちだ▼榎原敬之さんの歌で「今の君に一番似合う 服を恋を生き方を 探すことをどうかやめないで」との歌詞があった。恋はさておき、今の自分に一番似合うものを探しているだろうか。歌のタイトルは「Life Goes On ~like nonstop music~」。何もなければ人生はどんどん進んでいってしまいうで恐ろしい。（大河内 万紀子）

日弁連副会長の1年を振り返る

憲法と法曹養成問題を担当して

会員 水地 啓子

のなかつた者としては、本当にいきなりの大役で、予想さえしていなかったことでしたが、今にして思いますと、大変に良い経験をさせていただけだと思います。街頭宣伝活動やシンポジウムには、毎回、当会から多数のご参加をいただきましたし、日弁連の憲法問題対策本部には、当会の会員が何人も参加されていて、大きな力となっておられました。特に最初の頃はまったく畑違いのところにいると思っておりましたので、会議の際にお会いするだけでほっとして、難しい議論にも割合にすんなりなじんでいくことができたように思います。

その後1年経つてどれほど変わったのかはよくわかりませんが、担当委員会にはできるだけ出席し、それぞれの分野の専門家の方々の意見を聞き、少しずつ議論についていけるようになったように思います。

その後1年経つてどれほど変わったのかはよくわかりませんが、担当委員会にはできるだけ出席し、それぞれの分野の専門家の方々の意見を聞き、少しずつ議論についていけるようになったように思います。

その後1年経つてどれほど変わったのかはよくわかりませんが、担当委員会にはできるだけ出席し、それぞれの分野の専門家の方々の意見を聞き、少しずつ議論についていけるようになったように思います。

憲法問題

昨年4月に日弁連副会長に就任いたしました。あら、あつという間のようでもあり、とても長かったようにも感じる1年を過ごしてまいりました。

1年前を思い出すと、日弁連副会長として何をどうすべきなのかもよくわからないまま、様々な会議に出席したり、担当委員会の委員の方々や事務局の説明を聞いていたりました。あつな気がします。

5月の連休明けにいきなり、国会の憲法審査会での憲法改正手続法について、日弁連としての意見を述べなければならぬという大変な役割が回ってまいりました。連休返上で勉強して臨み、集団的自衛権行使容認については、日比谷野外音楽堂でのリレートークを行ったり、日弁連主催の集会では司会を務めるなどしました。野音の集会に参加することが

法曹養成制度改革については、担当副会長の一人として関与しており、顧問会議や推進室、あるいは政党に対して、日弁連として取りまとめた方針に沿って見解を説得するべく、本日に毎日のように議論を重

ね、様々な働きかけを行うということを繰り返してまいりました。主として司法修習制度を担当していたのですが、まさしく自分たちの後輩の問題であるのに、法曹三者でも立場によって考え方が大きく違い、今更ながら、制度を変えていくことの難しさを痛感いたしました。そのような中で、2月には、当会で司法修習生に対する給費制の復活を求めるシンポジウムを開催していただきましたが、これにもまた大変勇気づけられました。

このほか、日韓バーリダーズ会議のセッションで発表したり、ローエイシアでスピーチをしたり(用意していただけの挨拶原稿を読んだだけですが)、1年の間にさまざまな体験をする機会を得ることができました。

終わつたはずが…
というところで、1年間本当に良い経験ができて横濱に戻ってきました。ご挨拶するはずだったのですが、実は、今年度の日弁連副会長13名に女性一人もいないという事態に、特別囑託として少しばかり日弁連に残留ということになりました。

そんなこんなで、なかなか横弁のお仕事ができませんが、どうぞご容赦ください。よろしくお願いいたします。

本日に1年間にわたるご支援ありがとうございました。

かなパブ最前線*

司法過疎地での任期を終えて

帰ってきました!

会員 重野 裕子

弁護士として最初の2年間をかながわパブリック法律事務所(かなパブ)で過ごし、その後、平成24年1月から、弁護士が少ない高知県西部地域の「中村ひまわり基金法律事務所」に赴任していましたが、この度、3年間の任期を終え、かなパブに帰ってまいりました。

私の赴任先の様子は、以前(平成24年12月)にも、このコーナーで報告させていただきましたが、四万十川などの豊かな自然に恵まれ、親切で人懐っこい人柄の方が多い、住みやすい地域です。細長い高知県の中でも最も西に位置し、弁護士の多い高知市内まで2時間以上かかる場所です。地域内の弁護士の需要も高く、3年間で、事務所内外を併せて約580件の相談を受け、前任

者からの引継案件も含め約300件を受任するなど、仕事のうえでも貴重な経験を積むことができました。

中には、訴額数百円の山林の境界でもめる案件など、採算がとりにくい仕事もありましたが、自分の畑で育てた野菜を持つてきてくださる依頼者がいたり、トラブルを抱えた高齢者を近隣住民が心配して相談に連れて来られたり、福祉関係者との見える関係構築など、地域住民の生活ぶりや人柄に触れる機会も多く、弁護士の仕事というものは、自分が住む地域の人々の生活を支える仕事なのだということを実感しながら働くことができました。このように、かなパブ

で育つて地方へ赴任した後、任期を終えて帰ってくる弁護士は、私が第一号になります。かなパブはもともと、弁護士過疎偏在地域に赴任・独立開業する若手弁護士を育て送り出すとともに、地方での任期を終えた弁護士を受け入れ、その弁護士が、地方での経験を伝えながらまた次の若手を育てていくという、経験と人材の循環を通じて司法過疎の解消に取り組んで行くことを目指して設立された事務所です。私もこれからは、社員弁護士として、事務所経営の責任の一端を担うことも、同じような志を持つ後輩弁護士達を育てていく立場になります。

私自身、まだ弁護士6年目の若輩ではありますが、かなパブで育つた最初の2年間と地方での3年間で得た貴重な経験を、日々の事件処理に生かすだけでなく、後輩達に伝えていくことや、市民と弁護士との距離をより近づけるための会務活動等に生かしていくことで、これまで支えていただいた方々への恩返しができると思っております。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

連載

戦後70年と横浜軍事裁判

第2回

会長渡邊治湟の決断

会員 間部 俊明

当時の横浜地裁特号法廷

敗戦の年の当代会長が渡邊治湟だった。明治32年生まれだから、当時46歳。大正11年10月20日に入会した時は23歳だった。渡邊は、「5月29日横浜大空襲」で自宅兼事務所を焼かれていた。昭和20年12月7日、横浜地方裁判所の接収が始まり、横浜で軍事裁判が行われることが明らかになった。

なぜ、そうなったのか。15日の午後、渡邊のもとへ第一復員省(元陸軍省)の法務局担当官がやってきて、「1号事件の弁護士を東京弁護士会に依頼したが間に合わなかった。だから、横浜弁護士会で

受けてほしい」と言っていたのである。また同日、渡邊は、大日本弁護士連合会の林逸郎会長の使いでやって来た若い弁護士から、「GHQから、明後日最初の戦犯裁判が横浜で始まるので、弁護人をつくら」と言われた。横浜弁護士会が引受けるか否かで、永久に日本人弁護士が締め出しを食うかもしれない」とも言われた(「横浜弁護士会史」上巻

1号事件は、長野県下伊那郡平岡村にあった東京俘虜収容所第12(満島)分所での俘虜虐待事件である。5名の米軍俘虜に殴打足蹴などの暴行を加えたことや、米軍俘虜口バート・ゴードン・テイ

1号事件は、長野県下伊那郡平岡村にあった東京俘虜収容所第12(満島)分所での俘虜虐待事件である。5名の米軍俘虜に殴打足蹴などの暴行を加えたことや、米軍俘虜口バート・ゴードン・テイ

「これは、ゲシュタポと同じではないか。われわれは、そうしたやり方をやめさせるために戦争をしてきたのではないか。ゲシュタポの状態に戻るのとは「免た」と弁論した。

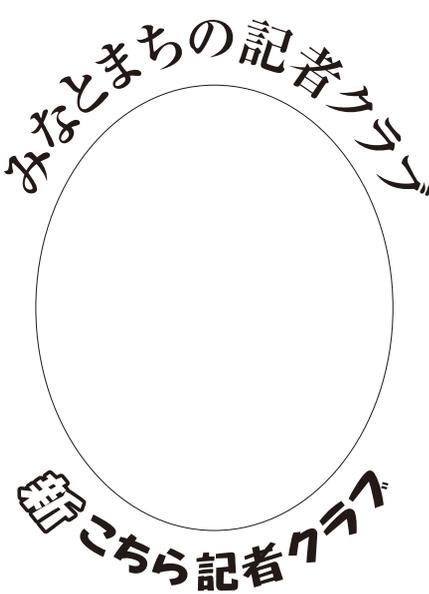
渡邊は、昭和48年7月没。彼のもとで長いこと事務員を務め、後年、その勤務弁護士となったのが蓮沼次郎(24期)である。しかし、その蓮沼も今はいない。渡邊の思い出を聞くこともできない。(次回へ続く)

4月のからっと晴れた日。地裁内の記者室でパソコンのキーボードをたたいていると、不意にポーツという低い音が聞こえました。昼休みに日本大通り周辺を歩くと、パラルの下でカップを手にくつろぐ背広姿の人もいて、初めての港町勤務を実感し、足取りも軽くなりました。本年度から神奈川県内の司法担当になりました。

普段は東京の社会部で別の仕事をしているために常駐はしていませんが、せっかく担当になったからには県内の社会事情を探り、何かしら県に関連する記事が書ければ、と

考えています。県と東京出身の私のつながりを行ってはよく遊んでもらったほか、学生時代には横浜市内生活を終えてからは、東京と名古屋で勤務し、主に司法や警察の取材をしてきました。今春から東京に異動になり、「遊軍」と呼ばれる何でも屋さんにも所属し、教育などを担当しています。社会部が扱うテーマは幅広く、様々な分野に興味を持っていて、司法制度に関しては特に事件を起こした少年少女の更生や、刑期を終えた人々の再犯防止に関心を持っており、先生方からご指導を賜ればと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

(日本経済新聞社東京本社 編集局社会部 横浜 太郎)

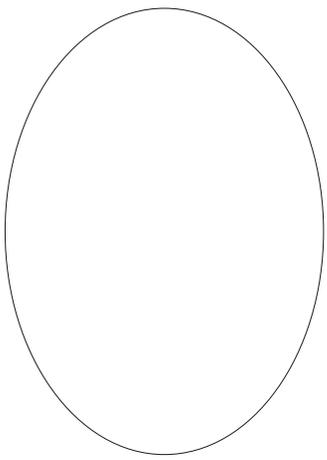


りを振り返ると、幼いころから川崎市の伯父・伯母の家の学校に通った思い出深い地です。2009年に長い学生

理事者室 だより

若手の立候補を期待

副会長 佐藤 正幸



理事者室の窓から見える風景は限られるが、この部屋の一員となつて見えてくるもの、考えるべきものは思っていた以上にたくさんあるようだ。

確かに事務量も多く、難題もあるが、個性豊かな理事者の面々に囲まれ、事務局の適切かつ十分なサポートを受けていると、解決できないものはないように思えてくるから不思議である。3月1日に事務所移転をし、事務所も理事者室の机周りも床に書類等が置かれたままの状態であるが、3年前の移転時に体調を崩したことから、無理はしないようにしており、迷惑をかけながらも周りの方々に気遣っていただいている。事務所移転を契機に、体力増強と通勤費削減のため駅まで歩くようにしている。

たところ、その副次的成果か、あるいは移転作業と不慣れた仕事で重なって消耗したせい、80kg超の副会長の団結から一人離脱したのは何とも残念(?)である。農学部卒で途中参入組であるため表立つことは極力避け、酒は嗜まず、人脈もなく、年齢、体力的にも疑問符が付き、理事者になる意思もなかった者としては、平凡であれ、まずは無事に務めを果せればよいと思っております。そして、1年後には(願わくはその後も)、多くの中堅ないし若手の会員が理事者に立候補してくるであろうことを期待している。

